

平成26年（ワ）第259号 損害賠償等請求事件

原告 對馬 靖人

被告 藍澤證券株式会社 外1名

準備書面（7）

平成27年6月11日

静岡地方裁判所沼津支部民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 角 替 清 美

1 弁護士費用及び慰謝料の請求について

弁護士費用及び慰謝料については、金融商品取引法違反及び不法行為の主張にかかる損害である。

2 被告ファンドクリエーションに対する慰謝料請求

原告は、被告ファンドクリエーションに対して不法行為責任を主張する。ここにいう不法行為とは、「平成20年12月頃、正当な理由なく、原告の保有する資産(レジット)の基準価額（被告らは基準価格または純資産価格と呼ぶ値）を約1万円から2925円へと下落させ、原告がレジットを正当な金額により売却することを不可能にして原告に損害を加えた。」、というものである。

3 原告の主張相互の関係

債務不履行・不法行為責任等の主張は、いずれも本件被告に該当するものであり、原告としても選択的請求としての主張である。

以上